

あいち観光戦略実態調査業務 委託先募集要領

1 事業の趣旨

「あいち観光戦略 2024-2026」の評価指標として掲げた、観光入込客数・観光消費額等を把握するための県内観光地におけるアンケート調査と、今後のインバウンド施策を検討するための、愛知県を訪れる外国人の国・地域別マーケット分析を目的とした実態調査を実施する。

また、2025年度は、BI ツールを用いて調査結果を含む観光関連データを公開し、利用者が検索・条件設定を通じて商品・サービス開発に活用できる環境を整備した。

2026年度も、BI ツールによるデータ可視化を継続するとともに、公開した統計サイトの維持管理やデータ更新を実施する。

2 事業の内容

「あいち観光戦略実態調査業務委託 仕様書」のとおり。

3 応募資格

応募者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過去 5 年間に於いて、委託内容に類する業務を受託した実績を有し、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
- (3) 愛知県からの資格指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」の「大分類 03. 役務の提供」に登録され、取扱業務内容が「中分類 07. 調査委託—小分類 16. 観光関係調査」に登録されている者であること。

4 応募期間

2026 年 3 月 11 日(水)から 4 月 3 日(金)まで

5 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
13,539,618 円以内（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

(4) 委託費の支払条件

精算払い

(5) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。

6 応募方法等

(1) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式 1 及び様式 1 の内容を満たす任意様式）

(イ) 見積書（任意様式）

※代表者より「愛知県知事」宛てとしたもの

※見積金額及び経費内訳を明記すること

※見積金額は税抜き価格とすること

(ウ) 会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

(エ) 過去に実施した類似業務の成果物 ※該当がある場合のみ

(オ) 決算報告書（直近 3 か年）

(カ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 2）

※該当がある場合のみ

イ 提出部数

各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

※（オ）・（カ）については正本 1 部のみで可とする。

※（カ）については、各申告の証明書等の写しを添付すること。

※（エ）についても冊子・DVD などはその形態によって 1 部のみで可とする。

ウ 提出期限

2026 年 4 月 3 日（金）午後 5 時（必着）

エ 提出方法

郵送（「配達証明」に限る。）又は持参

オ 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号 愛知県庁本庁舎 1 階東

愛知県観光コンベンション局観光振興課企画グループ

電 話 052-954-6353

(2) 本業務に関する質問の受付

本業務に関する質問は、下記のとおり受け付けることとする。

ア 質問の受付期間

2026年3月11日（水）から2026年3月24日（火）まで

イ 質問の受付方法

表題は「あいち観光戦略実態調査業務委託質問について」とし、
《kanko@pref.aichi.lg.jp》宛てに電子メールを送付すること。

ウ 質問に対する回答について

当課ウェブサイト回答を掲載する。

(3) その他

ア 提出書類はA4判で提出すること。また、必要に応じて、絵、図、写真等を用いて
分かりやすく記載すること。（用紙の向きは問わない。）

イ 応募資格を有さない者の提出資料、又は提出資料に不備がある場合は受理しない。

ウ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。

エ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

オ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属するものとする。

カ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議
のうえ決定する。

7 選定者事業者数

1者

8 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、別途設置する企画審査委員
会において以下のとおり書面審査を行う。

なお、応募多数の場合は事務局員による第一次審査を行う場合がある。

ア 日時（予定）

2026年4月上旬

イ 方法

提出された企画提案書を基に書面にて審査を行う。審査の経過等に関する問合せに
は応じない。

(2) 審査基準

企画審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務実施体制、過去の類似事業の実績について（配点：5点）

・組織体制、役割分担は適切か。また、円滑かつ柔軟な事業実施が可能な体制か。

イ 業務内容について（配点：85点）

【観光地点パラメータ調査】（配点：15点）

・観光地点パラメータ調査について、調査票全体の設計の考え方、及び調査員の配
置・人員・人選等は適切か。また、回収率を上げるための工夫がなされているか。

【訪日外客動向調査】（配点：20点）

・訪日外客動向調査について、調査票全体の設計の考え方、及び調査員の配置・人員・

人選等は適切か。また、目標回答数を達成するための工夫、及び回収率を上げるための工夫がなされているか。

【補完調査】（配点：10点）

- ・補完調査について、アンケート調査を補完するための調査の内容は適切かつ効果的か。

【観光入込客統計の推計】（配点：10点）

- ・観光入込客統計の推計について、パラメーター調査結果及び県・国が提供するデータを基に、観光庁作成の推計支援ツールを用いて、適切かつ確実に数値を推計・集計できるか。

【経済波及効果の推計】（配点：10点）

- ・経済波及効果の推計について、県が提供するデータ等を用いて、適切かつ確実に数値を推計・集計できるか。

【本県の観光の現状分析及び課題の整理と対応の提案】（配点：10点）

- ・本県観光に関する理解度は十分であるか。また、各調査・推計結果や県・国の統計等を用いた、本県観光の現状分析・課題整理・施策提案について、本県の観光施策立案に資する効果的な提案が期待できるか。

【観光統計データサイト管理・運営業務】（配点：10点）

- ・観光統計データについて、BI ツール（PowerBI）を活用してビジュアライズしたサイトの管理・運営の体制・方法は適切か。

ウ 見積経費について（配点：5点）

- ・経費見積項目や見積額は適切か。

エ 業務スケジュール（配点：5点）

- ・アンケート調査の実施、集計・分析・推計、その他の作業など、各工程が綿密に計画されており、施策提案に向けて適切なスケジュールとなっているか。

オ 社会的取組に関する評価項目（配点：5点）

- ・環境に配慮した事業活動
（ISO14001 の認証、エコアクション 21 の認証、K E S の認証、エコステージの認証、自動車エコ事業所の認定）
- ・障害者等への就業支援
（障害者法定雇用率の達成、協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用、障害者就労施設等からの調達実績）
- ・あいち生物多様性企業の認証
- ・男女共同参画社会の形成（女性の活躍促進）
（あいち女性輝きカンパニーの認証、女性の活躍促進宣言の提出、えるぼし認定（プラチナえるぼし認定を含む））
- ・休み方改革プロジェクトに係る取組（仕事と生活の調和を含む）
（愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業の登録（加えて、愛知県「休み方改革」イニシアチブの項目のうち、「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」の登録、愛知県休み方改革マイスター企業の認定）愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録、あいちっこ家庭教育応援企業への賛同、くる

みんな認定（トライくるみんな認定及びプラチナくるみんな認定を含む）

・その他

（あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入、エコ通勤優良事業所の認証、愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録及び活動報告書の提出、愛知県健康経営推進企業の登録、パートナーシップ構築宣言の公表）

(3) 選定

企画審査委員会の審査結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

(4) 通知

選定結果については、全ての応募者に対して郵送又はメールで通知する。

(5) 契約

選定した契約先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

(6) 秘密保持

企画提案書等提出書類は、本委託先選定のためだけに利用し、愛知県庁内部において厳重に管理する。

(7) その他

委託先選定に係る審査は、提出された企画提案書等に基づいて行う。また、追加資料の提出を求めることもある。

9 スケジュール（予定）

募集開始	2026年3月11日（水）
質問受付締切	3月24日（火）
企画提案提出期限	4月3日（金）午後5時
企画審査委員会（書面）	4月上旬
契約の締結	4月中旬
実績報告書の提出	2027年3月31日（水）
完了検査、請求書の提出	4月上旬
委託料の支払	4月下旬

10 その他

(1) 本事業は、令和8年2月定例議会における議決を条件に実施する。議決されない場合、本事業は実施しない。

(2) 委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(3) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利を愛知県に無償で譲渡するものとする。

(4) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

(5) 以下の資料のほか、観光庁やJ N T O等の機関による調査結果を参考とすること。

ア あいち観光戦略 2024-2026

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/tourismstrategy2024-2026.html>

イ 愛知県訪日外客動向調査

- (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kanko/gaikyaku.html>)
- ウ 愛知県「観光入込客統計に関する共通基準」に基づく観光入込客統計
(<https://www.pref.aichi.jp/kanko/menu/toukei/irikomi.html>)
- エ 愛知県観光レクリエーション統計
(<http://www.pref.aichi.jp/kanko/menu/toukei/index.html>)
- オ 観光入込客統計に関する共通基準（観光庁ウェブページ）
(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/irikomi.html>)
- カ 「データで見るあいちの観光統計」（2026年3月中旬公開予定）
([https:// data-and-trends.pref.aichi.jp](https://data-and-trends.pref.aichi.jp))